二番地の三から六百六十二番地の五まで、六百六十二番地の十五、六百六十二番地の三十二及び六百六十二番地の三十三の区域

⑵　略

［十一の二・十二　略］

十三　鹿島臨海地区

［イ　略］

ロ　茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地九まで、十四番地一から十四番地七まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地二十八まで、十七番地一から十七番地十六まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三、二十二番地二十四、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［十四　略］

十五　京葉臨海中部地区

［イ　略］

ロ　千葉県市原市の次の区域

⑴　略

⑵　五井南海岸十九番、三十七番一から四十七番一まで及び四十七番三から四十七番五まで並びに千種海岸七番一から七番十二まで、八番一から八番十一まで及び二十一番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［八　略］

［十六～二十五　略］

二十六　新湊地区

富山県射水市堀江千石一番地、二番地、三番地、四番地の一、六番地の一（富山新港火力発電所富山高等専門学校臨海実習場東護岸管理道路以南は除く。）、七番地の一（富山新港火力発電所富山高等専門学校臨海実習場東護岸管理道路は除く。）、七番地の二、八番地の一、八番地の二、九番地から十一番地まで、十二番地の一、十三番地、十四番地、十五番地の一、十五番地の二、十六番地から二十一番地まで、五十番地の二及び五十番地の三（富山新港火力発電所富山高等専門学校臨海実習場東護岸管理道路は除く。）の区域

［二十七～五十四　略］

---

六百六十二番地の十五及び六百六十二番地の三十二の区域

⑵　同上

［十一の二・十二　同上］

十三　鹿島臨海地区

［イ　同上］

ロ　茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地八まで、十四番地一から十四番地七まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地二十八まで、十七番地一から十七番地十六まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三、二十二番地二十四、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［十四　同上］

十五　京葉臨海中部地区

［イ　同上］

ロ　千葉県市原市の次の区域

⑴　同上

⑵　五井南海岸十九番、三十七番一から四十七番一まで及び四十七番三から四十七番五まで並びに千種海岸七番一から七番十一まで、八番一から八番六まで、八番九から八番十一まで及び二十一番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［八　同上］

［十六～二十五　同上］

二十六　新湊地区

富山県射水市堀江千石一番地、二番地、三番地、四番地の一、十一番地、十三番地、十四番地、十五番地の二、十七番地及び五十番地の二の区域

［二十七～五十四　同上］